

企画競争実施の公示

令和3年8月18日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「中国エリアと連動したFIT市場の開発と誘客（交通コンテンツ等の連携）」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による。

(3) 履行期限

令和4年3月10日（木）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判 15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制

- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年8月30日（月）17時00分（必着）

場 所：(1)に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 - ・概算予算額：1,300万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、（一社）山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、（一社）山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、（一社）山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 石原)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「中国エリアと連動したFIT市場の開発と誘客（交通コンテンツ等の連携）」

2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

3. 業務の目的

本事業は、山陰のインバウンド宿泊を底上げするために、隣接する中国地方5県の新たな潜在マーケットを創出することを目的とした事業である。

認知度の高い「京都」「大阪」「広島」等に集まるFITに対して、タビマエとタビナカで中国地方の周遊を促進させるため、昨年度当機構にて独自にツールを開発。今年度はFITに寄り添った目線での移動手段も含めたコース策定を行い、昨年度開発したツールの利便性をより高めることにより、持続可能な「中国地域周遊滞在マーケット」を創出し、山陰への誘客につなげていく。

また、after/withコロナを見据えた受入体制を整備し、地域が一体となった安心安全の旅をFITに提供することにより、地域全体の観光消費拡大を図る。

4. 業務の内容

(前提)

当機構では、訪日外国人個人客(FIT)を想定し、概ね以下の①～③のエリアを設定し、「Discover Another Japan Pass」を活用した山陰への誘客、滞在促進を行うこととしている。

- ① 東部エリア 鳥取東部・中部への滞在促進、岡山・関西からの誘客
- ② 中部エリア 鳥取西部・島根東部・隠岐への滞在促進、広島・岡山からの誘客
- ③ 西部エリア 島根西部への滞在促進、広島・山口(九州北部)からの誘客

エリアごとの2泊3日の観光フリーパスを造成予定である。

【ターゲット】

基本的にはインバウンド（メインターゲット国：東アジア、欧米豪等 メインターゲット属性：FIT）。

訪日外国人個人客(FIT)を見据えているが、新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、在住外国人もターゲットとする。

(1) 前述のエリアにおいて、山陰への誘客、滞在促進における交通機関(高速バス、路線バス、私鉄、交通フリーパス、フリーきっぷなど)を「Discover Another Japan Pass」へ掲載できるよう整える。

- ・「Discover Another Japan Pass」との連携は、基本的に「チケット」として掲載することを想定する。掲載に際しては、当機構の担当部署と相談すること。

- ・「Discover Another Japan Pass」を利用した観光を想定して、移動手段として想定される交通機関を選定すること。
(参考)山陰(鳥取県、島根県)以外の重点観光地:城崎、姫路、岡山、倉敷、岡山北部、広島、宮島、尾道、福山、広島北部、山口、岩国、萩、下関、山口北西部など
 - ・当機構で前年度取り組みを実施した地域課題解決事業において、公共交通機関の利活用がテーマとなったエリアがあった。そのような実績を踏まえて、山陰地元の公共交通機関との連携を進めるよう配慮すること。
 - ・掲載にあたっては、翻訳済み(日本語、英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字))のコンテンツの名称、紹介文、注意事項等の文章、通常写真3枚以上、URLなどが必要となるので、当機構の担当部署の指示に従って、速やかに準備すること。
- (2) 前述のエリアにおいて、レンタカー利用を想定した以下のドライブコースを作成する。
- ・2泊3日を想定したコース
 - ①1パターン以上、②2パターン以上、③1パターン以上
 - ・4泊5日を想定したコース(インバウンド向け5日間以上の旅程)
 - ①1パターン以上、③1パターン以上 (いずれも②のエリアを一部含める)
 - ・観光地を繋げるだけでなく、ドライブの旅を想定した工夫(例えば、FITの多様なニーズを想定した設定の仕方、駐車場の考慮など)をすること。
 - ・レンタカー利用により、山陰及び中国地方全体の課題となる主に中山間地における2次交通の不便さをカバーできる可能性を示す為、レンタカー利用の特徴を活かしたコース設定にすること。
 - ・旅マエ(旅程検討段階、最遅で中国地方訪問前)で、このコースが認知されるようにすること。受託事業者(再委託先も含む)が保有する仕組みを活用する場合、コースの内容について報告が必要となるが、実物の納品は不要とする。
 - ・特に、山陰においてインバウンドがまだ少ないことから、①東部エリアは岡山北部との連携、③西部エリアは広島・山口との連携によって、山陰への誘客、滞在が促進される内容とすること。
- (3) 上記(1)で選定したコンテンツについて、モニター、ヒアリング、アンケート等を実施し、交通機関側が懸念されると想定される、予約・購入～引換～乗降におけるオペレーションを検証した上で、課題を洗い出し、ブラッシュアップを図る。また、上記(2)で作成したドライブコースについて、モニター、ヒアリング、アンケート、WEB分析等を通じて、課題を洗い出し、ブラッシュアップを図る。
- ・特に、ドライブコースについては、仮説をもって作成し、検証し、分析することで、山陰への誘客及び滞在延長に繋げるポイントを明確化すること。
- (4) 上記(1)から(3)の業務を実施するにあたっては、以下の点に留意すること。また、目標及び成果指標については、下記に記載のとおり

《留意事項》

- ・「Discover Another Japan Pass」はアプリ(ダウンロード無料)であり、このア

プリで「フリーパス」「チケット」「クーポン」が利用できる。(クーポン以外は有料)

- ・ミュージアムなどの当日受けが可能なコンテンツはフリーパス、体験などの高額で予約が必要なコンテンツや交通機関に係るコンテンツはチケットを想定。
- ・「Discover Another Japan Pass」の趣旨、内容、オペレーション方法を関連事業者等に十分に周知、理解させる場を設けること。

《目標と成果の指標》

- ・「Discover Another Japan Pass(※1)」へ掲載したコンテンツの件数：10件以上

※1 基本的に、チケットを想定する。すでに掲載されているコンテンツや、他の事業で対象となっているコンテンツは対象外とする。

- ・レンタカー利用を想定したドライブコース数：6パターン以上

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書(A4版) 5部(紙媒体)及び電子データ(ppt)
- ・本事業で作成した実物及びその電子データ
ただし、受託事業者(再委託先も含む)保有の仕組みを活用する場合、実物の納品は不要とする。

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和4年3月10日(木)

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」、「縁の道～山陰～」及び「DISCOVER ANOTHER JAPAN」、「DISCOVER ANOTHER JAPAN PASS」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること